

・ 210【不動産質権設定による金銭消費貸借契約書】

金銭消費貸借質権設定契約書.印紙.

東京都

千代田区神田神保町二一一
株式会社

貸主(甲) 商事株

代表取締役 殿村 治夫

東京都北区明神平一二三四

借主(乙)株式会社

工業

代表取締役 中野 みのる 第一条 平成

年 月 日、甲は乙に対し、乙所有にかかる後掲不動産物件を抵当として、
金銭消費貸借契約に基づいて金 万円を貸し付けた。乙はこれを受領した。

第二条 前条債務の弁済期限は平成 年 月 日とする。第三条 利息は
年 割 分とし、乙は利息を毎月末日かぎり、甲方へ持参または送金するも
のとする。第四条 弁済期限までに元本が支払われなかった場合、乙は遅延損害
金日歩 銭を支払うものとする。第五条 乙は本件債務履行の担保とするため、
乙所有の左記不動産に質権を設定し、甲に引き渡すものとする。所在地

地 東京都中野区中央一二三 種類 製品倉庫 地積

百拾平方メートル 構造 鉄筋二階建て 床面積 九拾

平方メートル 第六条 第五条に記載する不動産物件は、本件債務弁済まで甲が所
有権を有するが、乙に賃貸することは差し支えないものとする。但し、乙より債
務弁済が行なわれた場合には、直ちに所有権の移転を行なうものとする。

務弁済が行なわれた場合には、直ちに所有権の移転を行なうものとする。

第七条 甲は乙の承諾を得ずに第五条に記載する物件を他に譲渡、賃貸、あるいは担保等に提供するなど、乙に損害をもたらす一切の行為をしてはならない。

第八条 乙が左記各号の一に該当する行為をなした場合は直ちに期限の利益を失う。このとき乙は、甲による通知催告の有無に関わらず、直ちに残債務全額を支払うものとする。 利息の支払いを二回以上怠ったとき。 他の債務について差し押さえ、仮処分、あるいは強制執行を受けたとき。 甲の承諾を得ずに第五条に記載する物件を営利目的に利用した とき。

第九条 この不動産質権の存続期間は平成 年 月 日までとする。以上の通り契約が成立したので、これを証するため本証書二通を作成し、甲乙各一通を保持する。

平成 年 月 日 質権者(甲) 代表取締役 殿村 治夫
印 債務者(乙) 代表取締役 中野 みのる 印